

私設取引システム運営業務規程

第1条 目的

この規程は、「業務方法書」第 17 条の規定に基づき、当社の運営する私設取引システム運営業務における有価証券の売買の媒介業務およびこれに付随して行う業務（以下、「本業務」という。）に関する執行の基準・手順等を定め、本業務にかかるリスクを適切に管理するとともに業務の円滑かつ適正な処理を図り、取引参加者およびその顧客（以下「原始顧客」という。）の保護に資することを目的とする。

第2条 法令・規則等の遵守

本業務の執行に当たっては、この規程による他、国内の諸法令および日本証券業協会の規則等を遵守して行うものとする。

第3条 口座開設

当社は本業務にかかる取引参加者の選定基準として定めた基準に適合した取引参加者とのみ取引を行うものとし、取引参加者が当社に口座を開設する場合には、本取引の特徴、制度、仕組みを十分に説明するとともに株式取引においては「上場株式等私設取引システム取引約款」（以下「約款」という。）、セキュリティトークン取引においては「セキュリティトークン市場 制度要綱」その他の規程を交付し、取引参加者の理解を確認したうえで口座開設申し込みの手続きを行うこととする。その際、「顧客管理に関する規程」に基づき、本人確認を行うものとする。

第4条 取引の内容

- 1 本業務において行われる取引は、電子情報処理組織を使用し、同時に多数の者を一方の当事者または各当事者として行われる、上場株式等の取引所金融商品市場外取引とする。
- 2 当社は、原則として本業務を行うに当たり取引参加者から受け付けた注文の媒介を行うものとし、当社の私設取引システム上一方の取引参加者からの注文と当該取引参加者からの別の注文またはほかの取引参加者からの注文とが対当したときに約定を成立させるものとする。なお、私設取引システム上の取引に関して、当社が取引の相手方となつて気配提示、執行を行わないものとする。

第5条 売買価格の決定方法

本業務において行われる取引の売買価格は、「金融商品取引法」（以下「法」という。）第 2 条第 8 項第 10 号のホの規定に基づき「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣

府令」第 17 条第 1 号に定める方法によるものとし、その内容は「私設取引システム運營業務規程に関する細則」（以下「細則」という。）に定める。

第6条 取引時間

- 1 本業務に係る普通取引の取引時間は、午前 8 時 20 分から午後 4 時 00 分までとする。
- 2 本業務に係る PTS 信用取引の取引時間は、別に定める取引時間とする。

第7条 休業日

本業務の休業日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日および翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 年始 3 日間
- (7) 12 月 31 日

第8条 取引有価証券の種類および銘柄

取引有価証券の種類は、法第 2 条第 1 項第 7 号、第 9 号、第 10 号（「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券）、第 11 号（「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券）、第 14 号（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券）、第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 9 号または第 14 号の性質に有するもの、第 20 号に掲げる有価証券のうち、前掲の法第 2 条各号（第 1 号を除く。）に掲げる証券または証書の預託を受けた者が当該証券または証書の発行された国以外の国において発行する証券または証書で、当該預託を受けた証券または証書に係る権利を表示するもので、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とする。

第9条 売買取引の種類

本業務に係る上場株式等の取引所金融商品市場外取引の種類は、普通取引のうち、現物取引および PTS 信用取引とする。

第10条 注文取扱の原則

本業務における取引参加者からの注文は次の原則に従って取扱うものとする。

- (1) 低い価格の売り注文は高い価格の売り注文に優先し、高い価格の買い注文は、低い

価格の買い注文に優先する。

- (2) 同じ価格の注文については、注文を受け付けた時間の先後により、先に行われた注文は、後に行われた注文に優先する。

第11条 呼値

- 1 本業務において行われる取引に係る呼値の刻みは、細則に定める。
- 2 上場株式等の取引所金融商品市場外取引の呼値は、配当含みとする。

第12条 基準価格

- 1 本業務における取引の基準価格は、当日における東京証券取引所において採用される基準価格とする。
- 2 前項の基準価格は、当社が定める制限値幅の基準価格とするほか、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引規制府令」という。）第14条第5項に規定する価格とする。

第13条 制限値幅

本業務において行われる取引に関し、基準価格からの制限値幅を細則に定める。

第14条 売買単位

- 1 本業務において行われる取引に係る売買単位は、原則として発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当社が特に指定する銘柄については、細則に定めるものとする。
- 2 発行会社が単元株式数の変更等を伴う株式の併合または分割等を行う場合は、当該併合等の効力発生の日の2営業日前から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

第15条 注文の有効期限

注文の有効期限は細則に定める。

第16条 注文の受付等

- 1 上場株式等の取引所金融商品市場外取引の注文は、取引参加者から接続するシステムを経由し、銘柄、数量、価格の注文内容および以下の内容を電子的に受付する。
 - (1) 原始顧客の委託に基づくものか取引参加者の自己の計算によるものかの別
 - (2) 売買の別（空売りの場合は取引規制府令第11条第3項に規定する取引を除き、その旨）
 - (3) 当該呼値が高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下

同じ。)に係るものであるときは、その旨、および高速取引行為者向けの監督指針 III-3-1-1(2)①に定める以下の取引戦略のいずれに係る取引であるかの別

イ マーケットメイク戦略（売りと買いの両注文を市場に出し、他の投資家の取引相手となることで、両価格のスプレッド分の利益を得る戦略をいう。）

ロ アービトラージ戦略（価格変動に相関がある複数の銘柄の価格差や、同一商品の市場間での価格差などに着目し、裁定取引を行うことで利益を得る戦略をいう。）

ハ ディレクショナル戦略（近い将来の価格の変動を予測して利益を得る戦略をいう。）

ニ その他の戦略（イからハまでのいずれにも該当しない戦略をいう。）

(4) PTS 信用取引により行おうとするとき（原始顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次によるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、PTS 信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨、ならびに PTS 制度信用取引または PTS 一般信用取引の別

(5) PTS 信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（原始顧客が取次者である場合において、PTS 信用取引により貸付を受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次を受けたときを含む。）は、その旨

(6) 自己の信用売りまたは信用買いにより行おうとするときは、その旨

(7) 自己の信用売りまたは信用買いの決済のために行おうとするときはその旨

(8) その他当社が指定する事項がある場合は、その旨

2 注文の種類は、細則に定める。

3 取引参加者から受け付ける注文に関しては、別に定める「上場株式等の取引所金融商品市場外取引に係る誤注文等による異常な取引の管理方針」に従い、誤発注等の発生防止と過誤取引の管理を行う。

第17条 上場株式等の取引所金融商品市場外取引に係る空売りの取扱い

1 本条でいう空売りとは、「金融商品取引法施行令」（以下「施行令」という。）第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。

2 取引参加者が、当社の私設取引システムにおいて有価証券の空売りを行おうとする場合の借り入れ有価証券の裏付けの確認等については、施行令第 26 条の 2 の 2 第 7 項において準用される同条第 1 項から第 5 項までの規程ならびに取引規制府令第 9 条の 3 第 3 項によるものとする。

3 取引参加者が、当社の私設取引システムにおいて有価証券の空売りを行おうとする場合

の明示および確認については、施行令第 26 条の 3 第 7 項において準用される同条第 1 項から第 5 項までの規定ならびに取引規制府令第 11 条第 3 項によるものとする。

- 4 取引参加者が、当社の私設取引システムにおいて有価証券の空売りを行おうとする場合の価格については、施行令第 26 条の 4 第 6 項において準用される同条第 1 項から第 4 項までの規定ならびに取引規制府令第 14 条および第 15 条第 3 項によるものとする。
- 5 当社は、当社の私設取引システムにおける基準価格から 10%以上低い価格において行う空売りの注文は受け付けないものとする。ただし、施行令第 26 条の 4 第 6 項において準用される同条第 1 項各号のいずれかに該当するときであって、同条第 1 項但し書きまたは第 2 項但し書きに定めるところにより行われる場合を除く。
- 6 当社の私設取引システムにおいて、当該売付けに係る有価証券につき当社が当該売付けの直前に公表した当社の私設取引システムにおける約定価格（以下、「直近約定価格」という。）の公表前の直前に公表した約定価格が存在しない場合または当該直近約定価格の公表前の直前に公表した当該直近約定価格と異なる約定価格が存在しない場合には、当該直近約定価格の公表前の直前に公表した約定価格に代えて、基準価格を用いるものとする。

第18条 取引参加者への注文受付・約定連絡

売買の注文を受け付けたときおよび売買が成立したときは、直ちに売方並びに買方の双方に接続システムを経由して電子的に注文受付あるいは約定内容を通ずる。

第19条 価格情報等の顧客への通知

- 1 当社の私設取引システムにおいて上場株式等の売付け又は買付けの申込みがあった場合及び売買が成立した場合における気配情報、約定情報、その他の価格情報（以下、価格情報等）は、次項に掲げる場合を除き、金融商品取引業等に関する内閣府令第 17 条第 7 号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに従い当社の私設取引システムから直接、顧客に通知する。
- 2 前項の価格情報等を顧客において、外部情報ベンダーから提供を受ける場合、当社は、顧客が当該外部情報ベンダーのうち少なくとも 1 社と情報取得等に係る契約を有していることを確認する。なお、当該外部情報ベンダーが提供する価格情報等に関しては、別途細則に定める方法により定期的に確認する。

第19条 の 2 取引に関しての市況に係る情報の日毎の公表

当社の私設取引システムにおける上場株式等の取引に関しての市況に係る情報は、当社のウェブサイトにて金融商品取引業等に関する内閣府令第 17 条第 7 号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに従い毎取引日中に公表し、最低 10 年間掲載する。

第19条 の 3 上場株式等の取引所金融商品市場外取引に係る日本証券業協会への気配および約定報告

日本証券業協会の「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 10 条および第 11 条に従い、気配情報および約定情報を所定の時限内に日本証券業協会に報告する。

第20条 決済日

成立した取引に係る決済日は、別途細則で定めるものとする。

第21条 金融商品債務引受業を行う者の指定

当社は、当社の私設取引システム上で成立した有価証券の売買に関し、金融商品債務引受業を行わせる金融商品取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」という。）を指定する。

第22条 貸借取引に係る証券金融会社の指定

当社は、当社の私設取引システムにおいて成立した信用取引等にかかる普通取引その他の取引の決済に必要な金銭または有価証券の日本取引所グループの決済機構を利用して貸し付ける場合は株式会社日本証券金融を指定する。

第23条 過誤訂正等のための売買

- 1 取引参加者は、原始顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当社の私設取引システムにおいて執行することができなかつたときは、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付けまたは買付けを、当社が適正と認める値段により、自己がその相手方となって当社の私設取引システムによらず執行することができる。
- 2 前項の売買の決済は、当該原始顧客の委託に基づく売付けまたは買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

第24条 決済方法・決済時限等

上場株式等の取引所金融商品市場外取引として当社の私設取引システム上で成立した有価証券の売買の決済は、以下の各号に定めるところにより実施する。

- (1) クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより、取引参加者がクリアリング機構の現物清算参加者である場合は当該取引参加者と、取引参加者がクリアリング機構の現物清算参加者でない場合は当該取引参加者が有価証券等清算取次ぎの委託先として指定する指定現物清算参加者と、クリアリング機構との間で行う。

- (2) 取引参加者がクリアリング機構の現物清算参加者でない場合は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買に係る決済については、クリアリング機構が定める決済時限までの指定現物清算参加者が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券または支払うべき金銭を指定現物清算参加者に交付するものとする。

第25条 取扱手数料

当社は、取引参加者等に対し、口座開設時に取引に係る手数料その他の費用およびその支払い方法につき十分な説明を行い、変更する場合は速やかに取引参加者に通知するものとする。なお、取扱手数料および手数料の支払い方法については細則に定める。

第26条 説明書ならびに約款の交付

当社は、取引参加者が私設取引システムの取引を行う場合は、取引参加者に対し当該業務に関する所定の説明書ならびに約款を交付するものとする。

第27条 担保

当社は取引参加者に対し、取引参加者の取引上の債務（クリアリング機構が債務引受をしたものを除く。）を担保するために必要がある場合には、現金、有価証券、銀行保証書等を差入れまたは追加差入れすることを要求することもできるものとする。

第28条 禁止取引

当社は取引参加者に対し、本業務において行われる取引を行うに当たり以下の行為を行うことを禁止するものとする。

- (1) 法第 157 条に定める不正行為
- (2) 法第 159 条に定める相場操縦行為等
- (3) 法第 166 条および法第 167 条に定める内部者取引規制に違反する行為
- (4) その他の法令、諸規則に違反する行為

第29条 取引の停止

- 1 取引参加者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社は通知することなく、当該取引参加者との一切の取引を停止することができるものとする。
 - (1) 支払いの停止または破産、民事再生または会社更生手続き開始の申立てが行われた場合、もしくは清算を開始した場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 取引参加者または保証人の当社に対する債務について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど取引参加者の責めによる事由によって、当社に取引参

加者の住所が不明となった場合

- (5) 取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき現物清算資格の取消しまたは債務引受の全部または一部の停止の措置を受けた場合、および取引参加者が指定現物清算参加者を指定している場合において、当該指定現物清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取り消しまたは債務引受けの全部または一部の停止の措置を受けた場合
- 2 取引参加者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社は通知を行ったうえで、当該取引参加者との取引を停止することができるものとする。
 - (1) 取引参加者の担保金等またはその返還請求権について差押え、または競売手続の開始があった場合
 - (2) 取引参加者が約款その他の取引約定に違反した場合
 - (3) 取引参加者が主たる業務を営むために必要となる何らかの免許、許可、承認または登録を政府当局が与えていたまたは認めていた場合において、政府当局がそれを取り消した場合
 - (4) 政府当局が、取引参加者の主たる業務の全部または重要な一部の廃止または停止を命じた場合（ただし、取引参加者の財務状態に関連のない特定の法令の違反による停止の場合を除く）
 - (5) 取引参加者が主たる業務の廃止をした場合、廃止する意思を表明した場合、または廃止する意思を政府当局に伝えた場合
 - (6) 取引参加者の事業、資産、経営または財務状況に重大な不利な変化があった、またはかかる変化のおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (7) 前各号の他の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (8) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合
 - (9) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めた場合
 - (10) 申込者から受領した「反社会的勢力でないことの表明および確約書」が、虚偽であると認められた場合

第30条 差引計算

- 1 取引参加者が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と取引参加者の債務とを、その債権の期限または通貨の如何にかかわらず、いつでも当社は相殺することができるものとする。
- 2 弁済または差引計算の場合、取引参加者の債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法により充当することができるものとする。

第31条 免責事項

当社は、以下に掲げる事項により取引参加者に生じた障害については、その責任を負わないものとする。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害または瑕疵、ならびにこれらを通じた情報伝達システムの障害、瑕疵、ならびに第三者による妨害、侵入、情報改変等により、当社との取引における情報伝達の遅延およびその誤謬、欠陥が生じた場合。
- (2) 当社への注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかった、あるいは誤った注文となった、または実行されなかった場合。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに約定成立した取引の有効性には、何ら影響が及ぼされないものとする。
- (3) 当社との取引に際し、当社から提供された情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は除く。
- (4) 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となった場合。
- (5) 取引参加者による契約事項に違反した取引。
- (6) 当社と取引参加者との間の通信回線の第三者による傍受等
- (7) その他当社の故意もしくは重過失に依らない損害が取引参加者に生じた場合。

第32条 報告書等の作成および提出

当社が日本国の法令等に基づきまたは日本証券業協会に自主規制機関として要求される場合には、当社は取引参加者にかかわる取引の内容その他を日本国の政府機関等または日本証券業協会宛に報告するものとする。当社は、必要な場合、かかる報告書その他の書類の作成につき取引参加者の協力を要請するものとする。

第33条 取引記録の保存

本業務に関する取引記録については、法第 46 条の 2、同第 188 条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 157 条に規定される法定帳簿を作成し、法の定める期間にわたり保存するものとする。

第34条 システムの概要および管理

システムの概要および管理に関しては、細則で定める。

第35条 システム障害等への対応

システム障害等が生じた場合の取扱いについては、細則で定める。

第36条 本業務にかかる取引情報の機密保持

本業務に係る取引参加者の取引情報については、当社およびその従業員は本業務の遂行のために使用するものとし、外部に漏洩することがないよう厳格な管理の下、機密を保持するものとする。

第37条 売買取引の臨時停止または制限等

- 1 当社は、別に定める「売買取引の停止または制限に係る方針」に従い、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時間外に举行することができる。
- 2 当社が、臨時休業日または売買取引の臨時停止もしくは臨時举行を定めたときは、予めその旨を取引参加者に通知する。

第38条 セキュリティトークン市場における業務規程

当社のセキュリティトークン市場における業務は、本規程第4条から第37条の規定によらず、別に定める「セキュリティトークン取引に係る業務規程」によるものとする。

附則

- 1 主管は取引管理部とする。
- 2 2022年2月28日に制定し、2022年3月1日から施行する。
- 3 2022年3月15日に改訂し、2022年3月15日から施行する。
- 4 2022年5月18日に改訂し、2022年5月18日から施行する。
- 5 2023年10月25日に改訂し、2023年10月25日から施行する。
- 6 2024年6月10日に改訂し、2024年6月10日から施行する。
- 7 2025年6月16日に改訂し、2025年7月1日から施行する。